

単純な労務に雇用される職員の特種勤務手当に関する規則

平成27年3月30日規則第52号

最終改正：令和6年7月19日規則第16号

(趣旨)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第9条の規定による特種勤務手当（以下「手当」という。）の支給については、この規則の定めるところによる。

(手当の種類)

第2条 この規則による手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高所作業手当
- (2) 汚水内作業手当
- (3) 取締折衝等業務手当
- (4) 廃棄物等処理作業手当
- (5) 緊急対策業務等手当
- (6) 災害応急作業等派遣手当

(高所作業手当)

第3条 高所作業手当は、職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業のうち、柵等の防護設備がない箇所で行う作業その他の事務局長が定める作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、220円（作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合にあつては、320円）とする。

(汚水内作業手当)

第4条 汚水内作業手当は、職員が、工場の維持管理作業又はその監督の業務（排水処理設備その他の事務局長が定める設備に係る作業又は業務に限る。）に従事したとき（汚水又は汚泥内で作業又は業務を行う場合に限る。）に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、770円とする。

(取締折衝等業務手当)

第5条 取締折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が、現場において、本組合が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件（野宿生活者が所有し、占有し、又は管理するものに限る。）の撤去を目的として行う業務に従事したとき

(2) 職員が、徴収、調査、指導、交渉、折衝等の業務のうち、相手方から暴行を受けるおそれがあるものに従事したとき

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する業務 500円

(2) 前項第2号に規定する業務 550円

(廃棄物等処理作業手当)

第6条 廃棄物等処理作業手当は、職員が、廃棄物の検査作業、工場の維持管理作業若しくはその監督の業務（燃焼設備その他の事務局長が定める設備に係る作業又は業務に限る。）、廃棄物若しくは焼却灰の運搬作業のうち、廃棄物を直接取り扱うもの又は廃棄物若しくは焼却灰に直接接触して行うものに従事したとき（第4条第1項の規定の適用を受けるときを除く。）に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、720円を支給する。

(緊急対策業務等手当)

第7条 緊急対策業務等手当は、職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で、屋外で行う緊急の対策業務等に従

事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、720円（業務の全部又は一部が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、1,080円）とする。

（災害応急作業等派遣手当）

第8条 災害応急作業等派遣手当は、職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本組合構成団体以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。ただし、当該区域を管轄する地方公共団体から当該作業又は業務に対する給与その他の給付の支給を受ける職員については、この限りでない。

- 2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、1,080円（作業又は業務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合にあつては、1,620円）とする。

（支給方法等）

第9条 支給額が1日につき定められた手当に係る業務又は作業に従事した日数は、暦日によって計算する。

（支給日）

第10条 この規則による手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（特殊勤務実績簿）

第11条 事務局長は特殊勤務実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

（施行の細目）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。